

東京医療

東京医療生活協同組合の理念 「誠実」

東京医療生協職員の倫理綱領

1. 私たちは医療の質の向上に努め、人格教養を高めることによって、全人的医療を目指します。
2. 私たちは医療記録を適正に管理し、また知り得た内容を他にもりません。
3. 私たちは病める人々の権利の擁護とプライバシーの保護に努めます。
4. 私たちは病院医療にかかわるあらゆる安全管理に最大の努力を払います。
5. 私たちは地域の人々により良い医療を提供するために、他の機関との積極的な連携を推進します。

発行人 理事長 入江 徹也 発行責任者 事務局長 森久保 豊
東京都中野区中央四丁目59番16号 TEL 03-3382-1231(代) 欄附 03-3382-9991

新渡戸記念中野総合病院ホームページ <http://www.nakanosogo.or.jp> E-mail: soumu@nakanosogo.or.jp

◆腎臓内科が5人体制に 強化されました

新渡戸記念中野総合病院腎臓内科 部長 野田 裕美



2017年4月から新渡戸記念中野総合病院の腎臓内科常勤医師が5人となりました。一層充実した体制でトップレベルの医療を提供しております。正確な診断と個々の患者様に合わせた適切な医療を提供し、皆様にご満足いただけるよう全力を尽くしております。

当科は長年にわたり日本腎臓学会研修施設および日本透析医学会認定施設として専門医育成にも力を入れており、腎疾患・透析治療に関して我が国トップレベルの高い評価を受けています。

慢性腎臓病について

国内においては今や成人の8人に1人は慢性腎臓病患者となっています。多くは自覚症状がありません。このため、**本人が病気であることを気がつかないうちに悪化してしまう**ことがとても多くみられます。腎臓病が進行すると心筋梗塞、脳卒中、がんなども発症しやすくなります。さらに腎臓の機能が廃絶すると、人工透析や腎臓移植が必要になります。

慢性腎臓病は最近特に注目されています。その理由は患者数がきわめて多くなっていることだけでなく、その**治療が可能**になってきたことにあります。腎臓病が進行してしまっている場合でも、治療が可能となってきていますので、簡単にあきらめずに専門医を受診されることをおすすめします。

しかし、もし早期にみつかることができれば治療がきわめて有効で**腎臓病の進行を抑えこむことが可能です**。このため慢性腎臓病を早期にみつかることが重要です。健康診断などで検尿異常を指摘されたらまずは専門医受診をおすすめします。



当科の主な診療内容

- ① 蛋白尿・血尿、腎炎、ネフローゼ症候群、糖尿病性腎症など多彩な腎臓疾患、急性腎障害、慢性腎臓病、さらに進行した慢性腎不全などにおいて**正確な診断を行い腎不全進行阻止のための最新の治療法を加えた多角的な強化療法**を行う。
- ② 腎不全患者様に対しては透析導入から通院維持透析、合併症による入院治療など**途切れることのないトータルで継続した治療**を行う。
- ③ 血漿交換、血液吸着、持続血液浄化療法などの**多様な血液浄化療法**により重症患者様を救命する。



新渡戸記念中野総合病院腎臓内科・腎センター

日本腎臓学会専門医制度研修施設

日本透析学会専門医制度認定施設

東京都区部災害時透析医療ネットワーク正会員施設

スタッフ

野田 裕美 Yumi Noda

腎臓内科部長、医学博士、東京医科歯科大学臨床教授
日本内科学会認定内科医、日本内科学会総合内科専門医、
日本内科学会認定指導医
日本透析医学会透析専門医、日本透析医学会指導医
日本腎臓学会腎臓専門医、日本腎臓学会指導医、
日本腎臓学会評議員

佐藤 英彦 Hidehiko Sato

腎臓内科医長
日本内科学会認定内科医、日本内科学会総合内科専門医
日本透析医学会専門医
日本腎臓学会専門医

野田 翔平 Shohei Noda

腎臓内科医員

佐藤 恵子 Keiko Sato

腎臓内科主任医長、医学博士
日本内科学会認定内科医、日本内科学会総合内科専門医、
日本内科学会認定指導医
日本透析医学会透析専門医、日本透析医学会指導医
日本腎臓学会腎臓専門医、日本腎臓学会指導医

中野クリニック所長

千田 佳子 Yoshiko Chida

医学博士
日本内科学会認定内科医
日本透析医学会専門医、日本透析医学会指導医
日本腎臓学会腎臓専門医、日本腎臓学会指導医

◆新渡戸記念中野総合病院は、 全病棟が7対1入院基本料です

新渡戸記念中野総合病院は、本年3月1日より全病棟が下記の基準を満たし、“7対1入院基本料”を算定できる医療機関になりましたので、お知らせいたします。

7対1入院基本料の施設基準

- ① 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、2以上であることとする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が18日以内であること。
- ④ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を2割5分以上入院させる病棟であること。
- ⑤ 常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数以上であること。
- ⑥ 当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が8割以上であること。
- ⑦ データ提出加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

◆売店で各種クレジットカード

・電子マネーが使えます

新渡戸記念中野総合病院の地階売店では、旧来よりパスモ・スイカの交通系の電子マネーが使えましたが、この度、交通系以外の電子マネー（Edy・ナナコ・ウォン）や各種クレジットカード（VISA・JCB・マスター・アメックス等）も使えるようになりました。どうぞ、ご利用ください。

4月の小児救急体制



新渡戸記念中野総合病院では、中野区並びに中野区医師会のご協力を得て、小児の初期（1次）救急として「準夜間小児初期救急医療」を救急外来で実施しています。

一般診療所の診察時間が終わった後、お子さんが急病の際には、下記の夜間受付電話にご連絡のうえご来院ください。15歳以下のお子さんを対象に、小児科医が診療を行います。※血液検査、点滴等の処置、入院等
を必要とする場合は他病院を紹介します。

4月1日から30日までの、準夜間小児初期救急医療体制は下記の通りです。なお、都合により医師の変更もあり得ますので、ご了承ください。ご不明な点は、下記夜間受付にお問い合わせ願います。

4月準夜間小児初期救急担当医

受付時間：毎日午後6時30分～午後9時45分

診療時間：毎日午後7時～午後10時

夜間受付：03-3382-9991

日	月	火	水	木	金	土
						1 保崎 明
2 右田 王介	3 小須賀基通	4 金 慶彰	5 四宮 雅子	6 三輪 直子	7 清水 泰岳	8 清水 泰岳
9 右田 王介	10 小須賀基通	11 高梨 栄	12 久利 由美	13 木村 将裕	14 亀井 宏一	15 亀井 宏一
16 清水 泰岳	17 小須賀基通	18 多田 光	19 宮地 敦子	20 三輪 直子	21 右田 王介	22 亀井 宏一
23 右田 王介	24 小須賀基通	25 細谷 直人	26 右近 智雄	27 木村 将裕	28 清水 泰岳	29 右田 王介
30 清水 泰岳						

新渡戸記念中野総合病院業務概況（平成29年2月）

	延患者数		手術件数		入院主要手術
	入院	外来	入院	外来	
内科	1,632	3,440	20	23	血管塞栓術(頭部、胸部、腹腔内血管等；選択的動脈化学塞栓術)、経皮的胆管ドレーナージ術、内視鏡的経鼻胆管ドレーナージ術(ENBD)
精神神経科		797			
神経内科	1,379	1,010	2	1	気管切開術、創傷処理(筋肉、臓器に達する)
小児科		253			
外科	1,333	1,030	95	12	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術併施：頸部、胸部、腹部の操作)、腹腔鏡下直腸切除・切断術(低位前方切除術)、膵頭部腫瘍切除術(リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術)
整形外科	1,338	2,426	62	21	関節鏡下靭帯断裂形成手術(十字靭帯)、人工関節置換術(股)、人工関節置換術(膝)
形成外科		233		31	
脳神経外科	150	327		9	
皮膚科	19	995		6	
泌尿器科	77	568	2	0	膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)
婦人科	36	427	9	2	子宮全摘術、子宮付属器癒着剥離術(両側；腹腔鏡)、腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術
眼科	37	701	19	14	水晶体再建術(眼内レンズを挿入する場合)、網膜光凝固術(その他特殊)、前房、虹彩内異物除去術
耳鼻咽喉科	94	847	4	13	内視鏡下鼻・副鼻腔手術3型(選択的(複数洞)副鼻腔手術)、内視鏡下鼻・副鼻腔手術2型(副鼻腔単洞手術)、鼻腔粘膜焼灼術
放射線科		21			
合計	6,095	13,075	213	132	

新渡戸記念中野総合病院

患者さんの権利と責務

平成28年2月29日制定

1. いかなる差別もなく、公平で良質な医療を受けることができます。
2. ひとりの人間として、その人格や価値観が尊重され、プライバシーが保護されます。
3. 分かりやすい言葉で、病状・診断・治療法・予後等について、説明を受けることができます。
4. 十分な説明と情報提供を受けたのち、セカンドオピニオンや治療法等を自らの意志で決めることができ、必要に応じて診療録の開示を求めることができます。
5. 臨床研究に参加するかどうか、自らの意志で決定することができ、いつでも参加を取り止めることができます。
6. 医療の充実と向上にむけて、医療提供者と力を合わせるとともに、医療人の育成にご協力ください。
7. ご自身の健康に関する情報を、できるだけ正確に医療提供者に伝えてください。
8. すべての患者さんが適切な医療を受けられるようにするため、他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないようご配慮ください。

以 上